

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第53号

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)